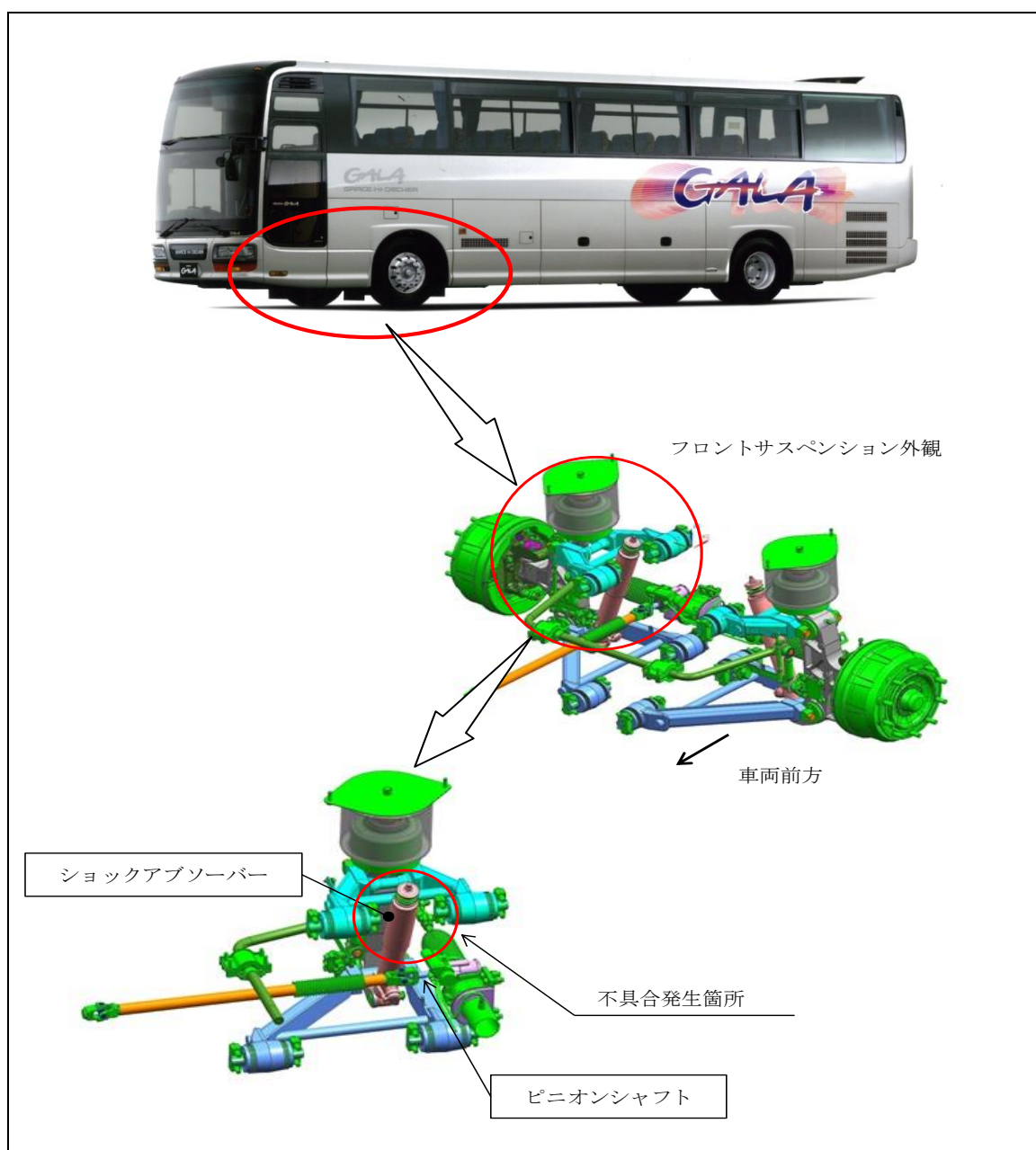


不具合の内容

- 大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあります。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。
- 特に、フロントショックアブソーバー（右側）が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあります。これまでハンドル操作不能による物損事故が3件発生(※)しています。

【※】平成25年7月29日発生（一般道）、平成26年12月8日発生（高速道路）、平成27年4月29日発生（高速道路）

不具合箇所



いすゞによる無料点検の内容

- いすゞは平成 28 年 8 月 26 日よりサービスキャンペーン（※）を開始し、平成 4 年 7 月から平成 17 年 8 月に製造された、大型観光バスタイプの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けています。対象車両は 2,891 台です。
- 無料点検の内容は、前輪のショックアブソーバーについては、取り付け部を取り外してスタッドボルト部及びカラーの折損、腐食、減肉を点検するとともに、後輪のショックアブソーバーについては、取り付け部の状態を目視、手感により点検します。
- なお、無料点検の結果、前輪及び後輪共にスタッドボルト部及びカラーに折損や錆による減肉が認められた場合には、ショックアブソーバー又はカラーを交換（有償）することを促します。

【※】 いすゞの関連ホームページ

- 平成 28 年 8 月 26 日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/1134200.html>
- 大型観光バス(L V 7 型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について
のお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(L V 7 型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>

国土交通省の対応

国土交通省では、本日関係者に対して通知を行いました。概要は、以下の通りです。

- ① バス事業者等への通知概要（公益社団法人日本バス協会を通じ通知又は運輸支局等から通知する）
 - サービスキャンペーンの対象の車両について、いすゞ自動車（株）による無料点検を受けるまでの間、日常点検等の機会を捉え、ショックアブソーバーが折損していないか点検するとともに、運行中、下廻りから異音（ゴトゴト音）やハンドル操作時に引っかかり等の違和感があった場合には、直ちに運行を中止し、ショックアブソーバーの状況について確認すること。
 - いすゞ自動車（株）より無料点検の案内があった場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。
 - いすゞ自動車（株）の無料点検の結果、運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。また、国土交通省自動車局整備課では、いすゞ自動車（株）から運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等を通じて使用者あてに運行を停止するよう指示をするので、了知すること。
 - 無料点検及び修理以後のショックアブソーバーの保守管理については、いすゞ自動車（株）が公表している「大型観光バス（LV7型車）ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。
- ② 整備事業者への通知概要
 - サービスキャンペーンの対象の車両について、ショックアブソーバーの点検又は車検を行う場合には、いすゞが公表している「大型観光バス（LV7型車）ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。
 - いすゞ自動車（株）の無料点検を受けていない車両については、使用者に当該点検を受けるようアドバイスすること。
- ③ 独立行政法人自動車技術総合機構への通知概要
 - サービスキャンペーンの対象の車両を検査する場合には、いすゞ自動車（株）販売店が行うショックアブソーバーの無料点検の実施状況を確認するとともに、当該点検を受けていない使用者に対しては速やかに点検を受けるよう促すなど、適切に対応すること。
- ④ 各地方運輸局等への通知概要
 - 国土交通省自動車局整備課では、いすゞ自動車（株）から運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等に通知するので、修理が完了するまで運行を中止するようバス事業者等を指導すること。
 - 運送事業者等に対する各種研修等の機会を捉え、早急に無料点検を受けるようバス事業者等を指導すること。
 - 運輸支局等においては、対象車両の継続検査等の機会を捉え、早急に無料点検を受けるようバス事業者等を指導すること。

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

いすゞ自動車（株）製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検
について

いすゞ自動車（株）製大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあります。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。特に、フロントショックアブソーバー（右側）が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあります。これまでハンドル操作不能の物損事故が3件発生しています。

このため、同社は平成28年8月26日よりサービスキャンペーンを開始し、平成4年7月から平成17年8月に生産された、大型観光バスの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けています。

つきましては、下記事項について、貴会傘下会員事業者に周知方よろしくお願います。また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会、各地方運輸局等、独立行政法人自動車技術総合機構あてに通知しましたので、了知願います。

記

1. サービスキャンペーンの対象の車両について、いすゞ自動車（株）による無料点検を受けるまでの間、日常点検等の機会を捉え、ショックアブソーバーが折損していないか点検するとともに、運行中、下廻りから異音（ゴトゴト音）やハンドル操作時に引っかかり等の違和感があった場合には、直ちに運行を中止し、ショックアブソーバーの状況について確認すること。
2. いすゞ自動車（株）より無料点検の案内があった場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。

3. いすゞ自動車(株)の無料点検の結果、運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。また、国土交通省自動車局整備課では、いすゞ自動車（株）から運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等を通じて使用者あてに運行を停止するよう指示をするので、了知すること。
4. 無料点検及び修理以後のショックアブソーバーの保守管理については、いすゞ自動車（株）が公表している「大型観光バス（LV7型車）ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。

《参考資料》

いすゞ自動車(株)が提供している情報

- 平成28年8月26日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/1134200.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
についてのお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

いすゞ自動車(株)製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検
について

いすゞ自動車(株)製大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがある。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合がある。特に、フロントショックアブソーバー(右側)が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがある。これまでハンドル操作不能の物損事故が3件発生している。

このため、同社は平成28年8月26日よりサービスキャンペーンを開始し、平成4年7月から平成17年8月に生産された、大型観光バスの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けている。

ついては、下記のとおり対応されたい。また、別添のとおり関係者に通知したので、了知願いたい。

記

1. バス協会会員外のバス事業者であって、サービスキャンペーンの対象の大型バスを保有する者に対して、以下を指導すること。
 - ① サービスキャンペーンの対象の車両について、いすゞ自動車(株)による無料点検を受けるまでの間、日常点検等の機会を捉え、ショックアブソーバーが折損していないか点検するとともに、運行中、下廻りから異音(ゴトゴト音)やハンドル操作時に引っかかり等の違和感があった場合には、直ちに運行を中止し、ショックアブソーバーの状況について確認すること。

- ② いすゞ自動車(株)より無料点検の案内があった場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。
 - ③ いすゞ自動車(株)の無料点検の結果、運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。
 - ④ 無料点検及び修理後のショックアブソーバーの保守管理については、いすゞ自動車（株）が公表している「大型観光バス（LV7型車）ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。
2. 国土交通省自動車局整備課では、いすゞ自動車（株）から運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等に通知するので、修理が完了するまで運行を中止するようバス事業者等を指導すること。
 3. 運送事業者等に対する各種研修等の機会を捉え、早急に無料点検を受けるようバス事業者等を指導すること。
 4. 運輸支局等においては、対象車両の継続検査等の機会を捉え、早急に無料点検を受けるようバス事業者等を指導すること。

《参考資料》

いすゞ自動車(株)が提供している情報

- 平成 28 年 8 月 26 日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/l134200.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
についてのお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>

- | | |
|------|-------------------------------|
| 別添 1 | 公益社団法人日本バス協会会長あての通知 |
| 別添 2 | 自家用のいすゞ自動車（株）製大型観光バスの使用者あての通知 |
| 別添 3 | 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あての通知 |
| 別添 4 | 独立行政法人自動車技術総合機構理事長あての通知 |

自家用のいすゞ自動車（株）製大型観光バスの使用者 各位

国土交通省自動車局整備課長

いすゞ自動車（株）製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検
について

いすゞ自動車（株）製大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあります。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。特に、フロントショックアブソーバー（右側）が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあります。これまでハンドル操作不能の物損事故が3件発生しています。

このため、同社は平成28年8月26日よりサービスキャンペーンを開始し、平成4年7月から平成17年8月に生産された、大型観光バスの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けています。

つきましては、下記事項について、ご対応をお願いします。

記

1. サービスキャンペーンの対象の車両について、いすゞ自動車（株）による無料点検を受けるまでの間、日常点検等の機会を捉え、ショックアブソーバーが折損していないか点検するとともに、運行中、下廻りから異音（ゴトゴト音）やハンドル操作時に引っかかり等の違和感があった場合には、直ちに運行を中止し、ショックアブソーバーの状況について確認すること。
2. いすゞ自動車（株）より無料点検の案内があった場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。
3. いすゞ自動車（株）の無料点検の結果、運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。また、国土交通省自動車局整備課では、いすゞ自動車（株）から運行停止が必要な状態

(保安基準不適合状態)の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等を通じて使用者あてに運行を停止するよう指示をするので、了知すること。

4. 無料点検及び修理後のショックアブソーバーの保守管理については、いすゞ自動車(株)が公表している「大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。

《参考資料》

いすゞ自動車(株)が提供している情報

- 平成28年8月26日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/1134200.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
についてのお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

いすゞ自動車（株）製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検
について

いすゞ自動車（株）製大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあります。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。特に、フロントショックアブソーバー（右側）が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあります。これまでハンドル操作不能の物損事故が3件発生しています。

このため、同社は平成28年8月26日よりサービスキャンペーンを開始し、平成4年7月から平成17年8月に生産された、大型観光バスの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けています。

つきましては、下記事項について、貴会傘下会員事業者に周知方よろしく願います。また、公益社団法人日本バス協会、各地方運輸局等、独立行政法人自動車技術総合機構あてに通知しましたので、了知願います。

記

1. サービスキャンペーンの対象の車両について、ショックアブソーバーの点検又は車検を行う場合には、いすゞが公表している「大型観光バス（LV7型車）ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。
2. いすゞ自動車（株）の無料点検を受けていない車両については、使用者に当該点検を受けるようアドバイスすること。

《参考資料》

いすゞ自動車(株)が提供している情報

- 平成 28 年 8 月 26 日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/1134200.html>
- 大型観光バス(L V 7 型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
についてのお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(L V 7 型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長

いすゞ自動車（株）製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検
について

いすゞ自動車（株）製大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあります。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。特に、フロントショックアブソーバー（右側）が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあります。これまでハンドル操作不能の物損事故が3件発生しています。

このため、同社は平成28年8月26日よりサービスキャンペーンを開始し、平成4年7月から平成17年8月に生産された、大型観光バスの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けています。

つきましては、下記事項について留意の上、業務に当たられますようよろしくお願い致します。また、別添のとおり関係者に通知していますので、了知願います。

記

1. サービスキャンペーンの対象の車両を検査する場合には、いすゞ自動車（株）販売店が行うショックアブソーバーの無料点検の実施状況を確認するとともに、当該点検を受けていない使用者に対しては速やかに点検を受けるよう促すなど、適切に対応すること。

《参考資料》

いすゞ自動車(株)が提供している情報

- 平成 28 年 8 月 26 日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/1134200.html>
- 大型観光バス(L V 7 型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
についてのお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(L V 7 型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法
について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>

- 別添 1 公益社団法人日本バス協会会長あての通知
- 別添 2 自家用のいすゞ自動車(株)製大型観光バスの使用者あての通知
- 別添 3 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あての通知
- 別添 4 各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長あての通知